



# 徳島県報

発行者 徳島県  
発行所 徳島県企画総務部  
法制監察課

号外第3号 令和8年1月23日発行

## 目 次

### 【告示】

| 番号   | 表 | 題   | 担当課名    |
|------|---|---|---------|
| 50の2 |   | 鶏等及びこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品の移動を制限する件を廃止する件 | 畜産振興課   |
| 50の3 |   | 漁獲量の総量が知事管理漁獲可能量を超えていると認める件                               | 漁業管理調整課 |

徳島県告示第五十号の二

令和八年徳島県告示第十七号の一（鶏等及びこれらの死体並びに高病原性鳥インフルエンザの病原体を拡散するおそれがある物品の移動を制限する件）は、令和八年一月二十三日から廃止する。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正純

徳島県告示第五十号の三

漁業法（昭和二十四年法律第一百六十七号）第十四条第一項の規定による徳島県資源管理方針において定める徳島県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業に係るくろまぐろ（三十キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁獲量の総量が、令和七管理年度において同法第十六条第一項の規定により定めた知事管理漁獲可能量を超えていると認めるため、徳島県特定水産資源の採捕の停止に関する規則（令和二年徳島県規則第一百一号）第一条第一項の規定により告示する。

なお、この告示に係るくろまぐろの採捕をしてはならない期間は、令和八年一月二十五日から同年三月三十一日までとする。

令和八年一月二十三日

徳島県知事　後藤田　正　純